

稅收優遇政策總括

2022年上半期

稅收政策總括2022年 上半年

貝田解說&速報 0817



貝田財務諮詢(上海)有限公司
KAIDA FINANCIAL CONSULTING(SHANGHAI) CO.,Ltd

一 总括

二 2022年新出台的税费支持政策

1. 中小微企业设备器具所得税税前扣除政策
2. 制造业等行业增值税留抵退税政策
3. 3岁以下婴幼儿照护个人所得税专项附加扣除政策
4. 增值税小规模纳税人免征增值税政策
5. 小微企业【六税两费】减免政策

一 総括

二 2022年の新税収優遇策

1. 企業の設備器具所得税の税引前控除政策
2. 製造業など増値税未控除還付政策
3. 3歳以下の乳幼児の介護に関する個人所得税の特別付加控除政策
4. 増値税小規模納税者の増値税免除政策
6. 小型企業の「六税二費」の減免政策

退

減税・還付政策－2022年「政府活動報告」

市場主体のパワー、活力をアップさせ、圧力を減らし、持続的に市場主体を刺激を与え、新たな組合せ式の税金支援政策を実施し、減税と還付を同時に行います。

減税退税政策－2022年《政府工作报告》

为帮助市场主体增动力、添活力、减压力持续激发市场主体活力，实施新的组合式税费支持政策，减税与退税并举。

・ 大規模の増値税未控除還付政策

今年のマクロ経済を安定させる策の一つとして、大規模な増値税還付を実施しています。今年には既に20005億元の増値税を納税者に還付し、昨年のに還付規模の3倍を超えます。有効的に企業の資金圧力を緩和させました。

未控除増値税の実施範囲を拡大する 4月1日から、毎月全額で未控除増値税政策の範囲を拡大し、条件と一致する小型企業と製造業など6つの業界企業まで拡大しました。7月1日から、さらに卸売業、小売業、宿泊業、飲食業など7つの業界も対象となりました。

還付の実施スピードが速める 税金還付の進捗では、小型企業を優先的に手配し、4月に中小企業の分を集中的に還付し、5、6月に小型企業の方を還付し、小型企業の還付を6月末までに一括して全額還付することを確保します。その上で、中規模企業、大規模企業の還付を大幅に還付実施を繰り上げます。

・ 大規模増値税留抵退税

实施大规模增值税留抵退税政策，是今年稳定宏观经济大盘的关键举措。今年以来已有20005亿元增值税留抵退税款退到纳税人账户，超过去年退税规模的3倍，有效缓解企业资金压力。

扩大留抵退税实施范围 4月1日起，按月全额退还增值税增量留抵税额政策范围，扩大至符合条件的小微企业和制造业等6个行业企业，这些企业的存量、增量留抵税额均按100%全额退还。自7月1日起，将批发和零售业、住宿和餐饮业等7个行业也根据政策纳入实施范围。

加快留抵退税实施进度。退税进度上，优先安排小微企业，4月份集中退还微型企业存量留抵税额，5、6月份集中退还小型企业存量留抵税额，确保小微企业存量留抵税额6月底前一次性全部退还。在此基础上，大幅提前中型企业、大型企业存量留抵退税实施时间。



減征“六稅兩費”

2022年上半年，小規模納稅人“六稅兩費”減征政策進一步擴展至小型微利企業和個體工商戶，**新增減稅降費830億元**。

企業所得稅有優惠

2022年上半年，**小型微利企業應納稅所得額100-300萬元部分再減半政策**，新增減稅477億元。

提高研發費用加計扣除比例

提高科技型中小企業開展研發活動中實際發生的研發費用的扣除比例

設備器具所得稅稅前扣除

符合條件的中小微企業在2022年1月1日至2022年12月31日期間新購置的設備、器具，單位價值在500萬元以上的，按照單位價值的一定比例自願選擇在企業所得稅稅前扣除

• 「六稅二費」的減免

2022年上半年、小規模納稅者的「6稅2費」的減免政策是さらに小型薄利企業と事業主まで拡大し、830億元の減稅効果となりました。

企業所得稅的優遇

2022年上半年、小型薄利企業の課稅所得額100-300萬元の部分さらに半減させ、新たに477億元減稅となります。

研究開發費加算扣除比率を引き上げ

科學技術型中小企業の研究開發活動において實際に発生した研究開發費用の扣除比率をアップしました。

設備器具に関する所得稅の稅引前扣除について

中・小・微型企業が2022年1月1日から2022年12月31日までの間に新たに購入した設備、器具の価値が500萬元以上の場合、單位価値の一定割合に応じて企業所得稅の稅引前に扣除することを自ら選択します。

免

▶ 免征部分增值税

2022年4月至2022年底，增值税小规模纳税人适用3%征收率的应税销售收入，**免征增值税**；适用3%预征率的预缴增值税项目，**暂停预缴增值税**。

在小规模纳税人征收率由3%降至1%的基础上，**2022年4月1日起免征增值税**，新增减税793亿元。

2022年5月至2022年底，**对纳税人为居民提供必需生活物资快递收派服务取得的收入，免征增值税**。

2022年1月至2022年底，**对纳税人提供公共交通运输服务取得的收入，免征增值税**。

增值税の免除項目

- **小規模納税者** 2022年4月から2022年末まで、**増値税小規模納税者の課税売上収入は3%の徴収率を適用します。3%の増値税予定納付を適用する項目は増値税の予定納付を一時停止します。小規模納税者の徴収率を3%から1%に引き下げた上で、2022年4月1日から増値税を免除することで、新たに793億元の減税となります。**
- **速達宅配の企業** 2022年5月から2022年末まで、**納税者が住民のために必要な生活物資の宅配便受取サービスを提供して得た収入に対して、増値税を免除します。**
- **交通運送業の企業** 2022年1月から2022年末まで、**納税者が公共交通輸送サービスを提供して得る収入に対して、増値税を免除します。**

○ 中小薄利企業の設備機械の法人税の税引前控除

关于中小微企业设备器具所得税税前扣除有关政策的公告

—财政部 税务总局公告 2022 年第 12 号

为促进中小微企业设备更新和技术升级，持续激发市场主体创新活力，现就有关企业所得税税前扣除政策公告如下：

一、中小微企业在 2022 年 1 月 1 日至 2022 年 12 月 31 日期间新购置的设备、器具，单位价值在 500 万元以上的，按照单位价值的一定比例自愿选择在企业所得税税前扣除。其中，企业所得税法实施条例规定最低折旧年限为 3 年的设备器具，单位价值的 100%可在当年一次性税前扣除；最低折旧年限为 4 年、5 年、10 年的，单位价值的 50%可在当年一次性税前扣除，其余 50%按规定在剩余年度计算折旧进行税前扣除。

企业选择适用上述政策当年不足扣除形成的亏损，可在以后 5 个纳税年度结转弥补，享受其他延长亏损结转年限政策的企业可按现行规定执行。

二、本公告所称中小微企业是指从事国家非限制和禁止行业，且符合以下条件的企业：

(一) 信息传输业、建筑业、租赁和商务服务业：从业人员 2000 人以下，或营业收入 10 亿元以下或资产总额 12 亿元以下；

(二) 房地产开发经营：营业收入 20 亿元以下或资产总额 1 亿元以下；

(三) 其他行业：从业人员 1000 人以下或营业收入 4 亿元以下。

三、本公告所称设备、器具，是指除房屋、建筑物以外的固定资产；所称从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。

从业人数和资产总额指标，应按企业全年的季度平均值确定。具体计算公式如下：

季度平均值 = (季初值 + 季末值) ÷ 2

全年季度平均值 = 全年各季度平均值之和 ÷ 4

年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。

四、中小微企业可按季（月）在预缴申报时享受上述政策。本公告发布前企业在 2022 年已购置的设备、器具，可在本公告发布后的预缴申报、年度汇算清缴时享受。

五、中小微企业可根据自身生产经营核算需要自行选择享受上述政策，当年度未选择享受的，以后年度不得再变更享受。

财政部
税务总局
2022 年 3 月 2 日

中小薄利企業の設備機械の法人税の税引前控除に関する政策

—財政部、税務總局公告 2022 年第 12 号

中小企業の設備更新と技術アップグレードを促進させ、市場の活力を継続的に刺激するために、法人税の税引前控除に関する方針は、以下の通りです。

一、2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に新たに購入する機器や器具は、単位価値が 500 万元以上で、単位価値の一定割合で損金算入に計上することを選択できます。

企業所得税実施条例規定により、

償却年数が最低 2 年の設備 ⇒ 単位価値の 100%で当年度内に一括で損金算入に計上できます。

償却年数が最低 4 年、5 年、10 年の設備 ⇒ 単位価値の 50%は当年度内に一回限りで損金算入に計上します。

残りの 50%は残りの償却年数で損金算入に計上します。

企業は、上記の政策を適用し、その年控除不足による損失は以後の 5 年間に繰越できます。他の損失繰越年数延長の政策を享受している企業は、既存の規定に従って実施します。

二、「中小企業」とは、国の非制限・非禁止の産業に従事し、以下の条件を満たす企業のことです。

(1) 情報伝送業、建設業、リースとビジネスサービス業：従業員 2,000 人以下、営業利益 10 億元以下、

資産総額 12 億元以下。

(2) 不動産開発・運営：営業利益が 20 億元以下、または総資産が 1 億元未満であること。

(3) その他の産業：1,000 人以下の従業員、または 4 億元以下の営業利益

三、「設備・器具」とは、住宅・建物以外の固定資産を指します。

* 従業員数とは、企業との労働関係を有する労働者の人数及び企業が受け入れる劳务派遣者の人数を含みます。

従業員人数及び総資産は、会社の四半期平均値で確定します。計算式は次のとおりです。

計算式： 四半期平均値 = (四半期の期初数 + 四半期末値数) / 2

四半期平均値 = 四半期平均の合計 / 4

* 事業活動の開始または終了は年度の途中からの場合、実際の経営期間を一つの課税年度として、上記の関連指標を確定します。

四、中小企業は、四半期ごと(又は月ごと)で、予備申告時に上記の政策を受けます。

本通知の発表の前に、企業が既に 2022 年に購入した機器や機器は、発表後の予備申告、年度確定申告時に政策を享受します。

五、中小薄利企業は、自社の生産・経営・会計のニーズに応じて、上記の政策を自ら選択しますが、当年度に選択しない場合、以後の年度に再度変更して享受することはできません。

財政部、税務總局
2022 年 3 月 2 日

製造業などの増値税未控除政策

制造业等行业增值税留抵退税政策

制造业企业可享受哪些税收优惠？

制造业是国民经济的主体，是立国之本、兴国之器、强国之基。推动制造业高质量发展，已是新时代我国经济发展的首要任务和重点工作。本期介绍一下制造业企业可以享受哪些税收优惠。

PART/ 01

先进制造业增值税期末留抵退税

【政策依据】

《财政部 税务总局关于明确先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告》（财政部 税务总局公告 2021 年第 15 号）

【适用对象】

本公告所称先进制造业纳税人，是指按照《国民经济行业分类》，生产并销售“非金属矿物制品”、“通用设备”、“专用设备”、“计算机、通信和其他电子设备”、“医药”、“化学纤维”、“铁路、船舶、航空航天和其他运输设备”、“电气机械和器材”、“仪器仪表”销售额占全部销售额的比重超过 50%的纳税人。

【申请条件】

自 2021 年 4 月 1 日起，同时符合以下条件的先进制造业纳税人，可以自 2021 年 5 月及以后纳税申报期向主管税务机关申请退还增量留抵税额：

1. 增量留抵税额大于零；
2. 纳税信用等级为 A 级或者 B 级；
3. 申请退税前 36 个月未发生骗取留抵退税、出口退税或虚开增值税专用发票情形；
4. 申请退税前 36 个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上；
5. 自 2019 年 4 月 1 日起未享受即征即退、先征后返（退）政策。

【重大变化】

新增“医药”、“化学纤维”、“铁路、船舶、航空航天和其他运输设备”、“电气机械和器材”、“仪器仪表”五个先进制造业，扩大享受范围。

製造業企業はどのような税金優遇を受けることができますか？

製造業は国民経済の主体であり、国家繁栄、繁盛の元です。製造業の高品質発展を推進することは、すでに新時代における中国経済発展の最も重要な任務と仕事です。今回は、製造業企業がどのような税金優遇を受けることができるかを紹介します。

PART/ 01

先進製造業の増値税の期末控除、還付について

【政策】

「財政部 稅務總局が先進製造業の増値税の期末控除、還付に関する公告」（財政部 稅務總局公告 2021 年第 15 号）

【適用対象】

先進製造業納税者とは、「国民经济業界分類」により、「非金属鉱物製品」、「通信設備」、「専用設備」、「コンピュータ、通信とその他の電子設備」、「医薬」、「化学纖維」、「鉄道、船舶、航空宇宙とその他の輸送設備」、「電気機械と器材」、「計器メーター」の生産、販売の売上高が全売上高に占める割合が 50%を超える納税者のことを指します。

【申請条件】

2021 年 4 月 1 日から、同時に以下の条件を満たす先進製造業納税者は、2021 年 5 月以降の納税申告期間から主管稅務機關に返還増量留保控除額を申請することができる。

1. 増分控除税額がゼロより大きい。
2. 納税信用等级は A 級または B 級である。
3. 税金還付申請の 36 ヶ月前に留保控除、輸出税還付或いは付加価値税専用領收書をだまし取る状況が発生しなかった。
4. 税金還付を申請する前の 36 ヶ月は脱税で稅務機關に 2 回以上処罰されなかった。
5. 2019 年 4 月 1 日から即征即退、先征後退(退)政策を享受していない。

【重大な変化】

「医薬」、「化学纖維」、「鉄道、船舶、航空宇宙とその他の輸送設備」、「電気機械と器材」、「計器メーター」の 5 つの先進製造業を新たに追加し、享受範囲を拡大した。

小型薄利企業の「6つの税金&・2つ税費」の減免政策



更なる小型薄利企業の「6つの税金&・2つ税費」の減免政策実施に関するお知らせ

—財務部、税務総局公告 2022 年第 10 号

小型薄利企業の発展をさらに支援するため、関連する税金政策を以下となります。

一、県、自治区、直轄地方は地域の実情やマクロ規制の必要性に応じ、増値税小規模納税者、小型薄利企業と個人事業主に対し、下記の税項目を税金の 50% 内で減額することができます。

○ 資源税 ○ 都市維持・建設税 ○ 固定資産税 ○ 都市土地利用税 ○ 印紙税(証券取引印紙税を除く)
○ 耕作地占有税 ○ 教育費付加 ○ 地方教育費付加

二、増値税小規模納税者、小型薄利企業および個人事業主は上記の税項目の他の優遇政策を享受している場合、本公告の第 1 条に規定する優遇政策を重ねて享受することができます。

二、「小型薄利企業」とは、国の非制限・非禁止の産業に従事し、下記 3 つの条件を満たす企業のことです。

○ 従業員人数 300 万元以下 ○ 年度の課税所得額 300 万元以内 ○ 総資産 5000 万元以下

* 従業員数とは、企業との労働関係を有する労働者の人数及び企業が受け入れる労務派遣者の人数を含みます。

従業員人数及び総資産は、会社の四半期平均値で確定します。計算式は次のとおりです。

計算式： 四半期平均値 = (四半期の期初数 + 四半期末値数) / 2

四半期平均値 = 四半期平均の合計 / 4

* 事業活動の開始または終了は年度の途中からの場合、実際の経営期間を一つの課税年度として、上記の関連指標を確定します。

* 小型薄利企業の判断は年度の企業確定申告の結果に準じます。

新規な一般納税者の法人は、国家が非制限、非禁止の産業を行い、且つ同時に申告期間の前月末に 300 人以下の従業員、5000 万元を超えない資産総額の 2 つの条件を満たす場合、初回の確定申告の時に第 1 条に規定する優遇政策を享受することができます。

本公告の実施期間は 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までです。

財務部、税務総局

2022 年 3 月 1 日



貝田速報

0305



关于进一步实施小微企业“六税两费”减免政策的公告

—财政部 税务总局公告 2022 年第 10 号

为进一步支持小微企业发展，现将有关税费政策公告如下：

一、由省、自治区、直辖市人民政府根据本地区实际情况，以及宏观调控需要确定，对增值税小规模纳税人、小型微利企业和个体工商户可以在 50% 的税额幅度内减征资源税、城市维护建设税、房产税、城镇土地使用税、印花税（不含证券交易印花税）、耕地占用税和教育费附加、地方教育附加。

二、增值税小规模纳税人、小型微利企业和个体工商户已依法享受资源税、城市维护建设税、房产税、城镇土地使用税、印花税、耕地占用税、教育费附加、地方教育附加其他优惠政策的，可叠加享受本公告第一条规定的优惠政策。

三、本公告所称小型微利企业，是指从事国家非限制和禁止行业，且同时符合年度应纳税所得额不超过 300 万元、从业人数不超过 300 人、资产总额不超过 5000 万元等三个条件的企业。

从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。所称从业人数和资产总额指标，应按企业全年的季度平均值确定。具体计算公式如下：

季度平均值 = (季初值 + 季末值) ÷ 2

全年季度平均值 = 全年各季度平均值之和 ÷ 4

年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。

小型微利企业的判定以企业所得税年度汇算清缴结果为准。登记为增值税一般纳税人新设立的企业，从事国家非限制和禁止行业，且同时符合申报期上月末从业人数不超过 300 人、资产总额不超过 5000 万元等两个条件的，可在首次办理汇算清缴前按照小型微利企业申报享受第一条规定的优惠政策。

四、本公告执行期限为 2022 年 1 月 1 日至 2024 年 12 月 31 日。

特此公告。

财政部 税务总局

2022 年 3 月 1 日

小型薄利企業の優遇税率

一 小型微利企业定义

企业所得税法及其实施条例中，“小型微利企业”指的是符合税法规定条件的特定企业，其特点不只体现在“小型”上，还要求“微利”，主要用于企业所得税优惠政策方面。在进行企业所得税纳税申报时，一定要谨记税法上的“小型微利”四个字，并按照企业所得税相关规定去判断是否符合条件。

目前“小型微利企业”是指从事国家非限制和禁止行业，且同时符合年度应纳税所得额不超过300万元、从业人数不超过300人、资产总额不超过5000万元等三个条件的企业。

从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。所称从业人数和资产总额指标，应按企业全年的季度平均值确定。具体计算公式如下：

$$\text{季度平均值} = (\text{季初值} + \text{季末值}) \div 2$$

$$\text{全年季度平均值} = \text{全年各季度平均值之和} \div 4$$

年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。

二 优惠政策汇总

2021年之后的企业所得税小型微利企业优惠政策具体如下：

小型微利企业所得税优惠政策

	≤100万元	100万元<所得额≤300万元
应税所得额	≤100万元	100万元<所得额≤300万元
减按比例	12.50%	25%
适用税率	20%	20%
实际税负率	2.50%	5%
有效期限	2021年1月1日- 2022年12月31日	2022年1月1日- 2024年12月31日

一、企业所得税の「小型薄利企業」の政策

企業所得税法及びその実施条例において、「小型薄利企業」とは税法の規定条件に合致する特定企業を指し、その特徴は「小型」だけでなく、「微利」も要求され、主に企業所得税優遇政策の面に用いられる。企業所得税の納税申告を行う際には、税法上の「小型微利」の4文字に注意し、企業所得税に関する規定に基づいて条件に合致するかどうかを判断しなければならない。

現在の「小型微利企業」とは、国の非制限・禁止業界に従事し、同時に年間課税所得額が300万円を超えず、従業員数が300人を超えず、資産総額が5,000万円を超えないなどの3つの条件を満たす企業を指す。

従業員数は、企業と労働関係を構築した従業員数と、企業が受け入れた劳务派遣用労働者数を含む。従業員数と資産総額の指標は、企業の年間四半期平均値に基づいて確定しなければならない。具体的な計算式は次のとおりです。

$$\text{四半期平均} = (\text{四半期初期値} + \text{四半期末値}) \div 2$$

$$\text{年間四半期平均} = \text{年間各四半期平均の和} \div 4$$

年度途中に開業又は経営活動を終了した場合、その実際の経営期間を納税年度として上記関連指標を確定する

2021年以後の法人税優遇税率		
小型薄利企業の企業所得税優遇政策		
課税所得額	100万円以下	100万円～300万円
減少比率	12.50%	25%
適用税率	20%	20%
実際の税負担率	2.50%	5%
有効期限	2021年1月1日 2022年12月31日	2022年1月1日 2024年12月31日

3歳以下の乳幼児の特別付加控除

3岁以下婴幼儿照护专项附加扣除填报



国务院日前印发《关于设立3岁以下婴幼儿照护个人所得税专项附加扣除的通知》，将3岁以下婴幼儿照护纳入个人所得税专项附加扣除，进一步减轻纳税人税收负担。今天（3月29日）起，可以通过手机个人所得税APP填报3岁以下婴幼儿照护专项附加扣除了。

3歳以下の乳幼児介護は個人所得税の「特別付加控除」となりました



国务院から、「3歳以下の乳幼児介護を個人所得税特別付加控除とする通知」を発表されました。3歳以下の乳幼児介護を個人所得税特別付加控除に組み入れ、納税者の税收負担をさらに軽減しました。今日（3月29日）から、携帯電話の個人所得税アプリで3歳以下の乳幼児の介護特別控除を記入することができます。



传递最新资讯，时刻更新政策动态与解读！

DELIVER THE LATEST INFORMATION



贝田财务咨询（上海）有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO., LTD